

簡易公募型競争入札方式に準じた手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和6年2月9日

支出負担行為担当官

北海道開発局 室蘭開発建設部長 佐々木 純

1. 業務概要

- (1) 業務名 樽前山流域水文観測外調査業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、樽前山直轄火山砂防事業区域内の各溪流において、水位流量観測等を行い、水文資料を取りまとめ、樽前山周辺の河川・地下水の水質を的確に把握し、砂防事業推進の基礎資料とするものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・ 水文観測所保守点検
 - ・ 流量観測
 - ・ 水位流量曲線作成
 - ・ 水文資料整理
 - ・ 樽前山工事箇所周辺河川地下水調査
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで
- (4) 本業務は資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評価に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (7) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

2. 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - ア) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ) 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。

- り) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - え) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
 - わ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - か) 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (2) 入札参加者を指名するための基準
- 北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。また、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
- なお、指名者数については、10者程度とする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 上席契約専門官

電話0143-25-7027 電子メールhkd-mr-nyusatsu2@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

交付期間は、令和6年2月9日から令和6年4月5日までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の9時00分～17時00分まで（最終日は入札書投函締切予定時刻である12時00分まで）とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)イ)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期間並びに提出場所及び方法

受領期間：令和6年2月9日9時00分から令和6年2月16日12時00分まで（休日を除く。）。

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札日時：電子入札システムによる場合は、令和6年4月4日9時00分から令和6年4月5日12時00分まで。

持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）による場合は、令和6年4月4日9時00分から令和6年4月5日12時00分まで。

開札日時：令和6年4月11日9時10分より順次行う。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

4. その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合には予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和6年4月11日を予定しているが、予算成立が令和6年4月12日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約締結する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約

とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

(8) 詳細は入札説明書による。